

(別 紙 3)

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年老企第34号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて</p> <p>(別 添)</p> <p>第 1 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(10) 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、<u>プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</u></p> <p>2 <u>厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</u></p> <p>第 2 住宅改修</p> <p><u>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類</u></p>	<p>介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて</p> <p>(別 添)</p> <p>第 1 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(10) 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。</p> <p>2 厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</p> <p>第 2 住宅改修</p> <p>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類</p>